

女満別空港周辺における高さ制限について

飛行機が安全に離着陸するためには、空港の周りに障害物(※1)があると危険です。そのため、法律(航空法)によって、空港周辺では一定の高さを超える建物等の設置やドローン等の飛行が制限されています。この高さ制限が設けられた空間を「制限表面(せいげんひょうめん)」と呼びます。

女満別空港周辺は、飛行機が安全に離着陸するために3種類の制限表面が存在します。

1. 進入表面(しんにゅうひょうめん)

飛行機が“滑走路に安全に離着陸するために確保される空間”です。滑走路の両端から外側に向かって、徐々に高くなる斜めの面が作られています。

- 滑走路の端から3,000mの距離まで広がる
- 滑走路の端から台形状に制限され、末端の幅は1,200m
- 50分の1(50m進むごとに1m上がる)の傾斜で高さが増していく
この制限高を突出する建物の建築やドローン等の飛行は禁止

2. 水平表面(すいへいひょうめん)

空港の真上に設定される「平らな屋根」のような空間です。

- 空港の標点(滑走路の中心点)の真上45mの高さで設定される。
- 半径3,500m(3.5km)の円の範囲に広がる。
- この高さよりも高い建物は原則禁止。ただし、特別な理由があれば申請を出して許可を得ることで設置可能。

3. 転移表面(てんいひょうめん)

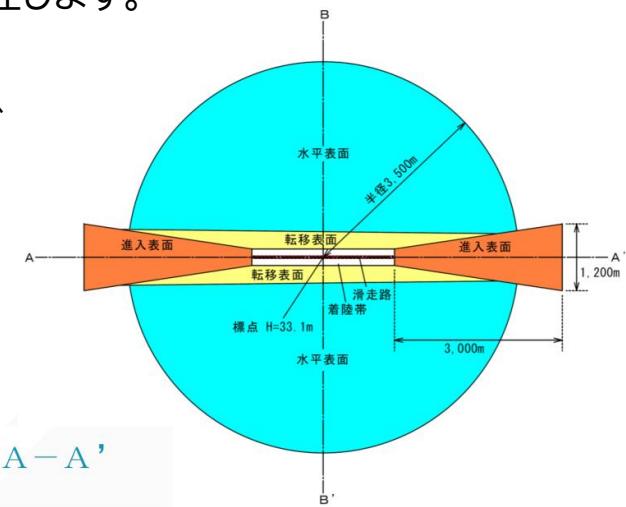
滑走路の両側にある斜めの面で、進入表面を補助する役割があります。

- 滑走路の隣の着陸帯とよばれる区域から水平表面に向かって7分の1(7m進むごとに約1m上がる)の勾配で315m先まで設定されている。
- 進入表面の両端にも広がる。

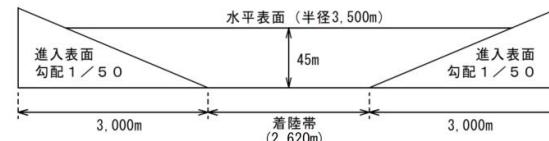
この範囲でも高い建物は禁止。飛行機の離着陸の際に横風に煽られても問題が無いように確保されている。

(※1) 高い建物、足場等の仮設物、植物、アンテナ、電線、電信柱、
空中に浮揚するアドバルーン、ラジコン、ドローン等

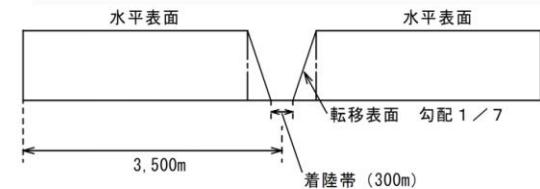
制限表面平面図



制限表面の断面図 断面A-A'



制限表面の断面図 断面B-B'



女満別空港では、航空機の安全な離着陸を確保すべく

空港運用時間内(08:00~21:00)の飛行を禁止する地域

を定めています。

次ページに記載の空港運用時間内飛行禁止区域の位置図を必ずご確認ください。

当該区域の運用時間内の飛行申請は却下させていただきます。

*滑走路中心点より南側の勾配が高いため、空港南側の禁止区域が大きくなっていますのでご注意ください。

*高さ制限を守らないとどうなる？

航空法違反として以下のような措置が取られます。

- ・違反物件の撤去を物件の設置者の負担で求められ、五十万円以下の罰金
- ・無人航空機等の飛行等に関する違反に関しても同様、罰金等

*高さ制限があっても建物を建てられる場合

例外的に許可を得れば建てられるものもあります。

- ・工事用クレーンなどの「仮設物」
- ・「避雷針」などの安全設備
- ・地形や周りの建物との関係で 飛行機の運航に影響がないと判断されるもの

→ これらは女満別空港への事前の照会及び「国土交通省 航空局」に申請をし許可を得ることで設置可能

*申請から回答までの期間

申請書を提出いただいたから回答まで、おおよそ**20日程度**かかります。
それまでは作業ができませんのでお早めに申請下さい。

*空港運用時間外の早朝、夜間の作業・飛行中止

臨時で空港を使用し航空機の飛行が発生する場合がありますので、その際は作業・ドローン飛行の中止などを求めることがあります。

無人航空機(ドローン・ラジコン機等)の飛行ルールについては、国土交通省のウェブサイトをご確認ください。

国土交通省ウェブサイト→https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

女満別空港周辺における高さ制限について

お問い合わせ窓口

- 物件の設置

北海道工アポート(株)女満別空港事業所 管理部 総務課

電話 0152-74-3115 FAX 0152-74-3400

E-mail hap-mmb-soumu@hokkaido-airports.co.jp

- 無人航空機の飛行に関する調整依頼書

北海道工アポート(株)女満別空港事業所 空港運用部 運航情報課

電話 0152-74-2222 FAX 0152-74-3674

E-mail hap-mmb-unjyo@hokkaido-airports.co.jp

女満別空港における照会用書類はこちらからダウンロード→



なお、女満別空港周辺におけるドローンの飛行に関しては、制限表面を突出する飛行だけでなく、制限表面を突出しない飛行であっても許可・申請等が必要な場合があります。

・申請先

〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1

東京航空局 東京空港事務所 航空管制運航情報官

TEL:050-3198-2865 FAX:03-5756-1528

E-mail:cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp

